医政医発 1029 第１号
医政歯発 1029 第１号
医薬総発 1029 第１号
令和８年 10 月 29 日

公益社団法人　全国自治体病院協議会会長　　殿

厚生労働省医政局医事課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医政局歯科保健課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医薬局総務課長
（　公　印　省　略　）

令和８年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第６条第３項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第６条第３項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第９条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出を実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕　※令和８年 10 月 29 日以降更新予定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

記

1　届出義務のある者　　日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）

2　届出事項　　令和８年 12 月 31 日現在の別紙各届出票に係る事項

3　届出方法・届出先　　次のいずれかによる方法

① オンラインによる届出

ｉ）医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師のみが選択可能

※医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師、歯科医師及び薬剤師が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ⅱ）医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。

② 紙媒体による届出

ｉ）オンラインによる届出が困難な医師、歯科医師及び薬剤師や、医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師が選択する方法

ⅱ）保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。

4　届出の期限　　令和９年１月 15 日

5　留意事項　　医師、歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなること。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の皆さま

令和8年度は、2年に一度の届出年度です!

□ 届出対象者：

・日本国内に居住する全ての医師、歯科医師、薬剤師

・業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士

□ 届出期限：　令和９年１月15日(金)

□ 届出方法：　オンライン（推奨）又は紙

※病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等の機関に従事する方は、オンラインによる届出が可能です。

※個人で届出を行う方は、紙による届出となります。

オンライン届出なら

- ✓スマートフォン・パソコンから届出可能
- ✓届出項目の一部入力を省略可能
- ✓土日祝日を含め24時間いつでも届出可能

オンライン届出の基本手順

01　医療機関IDの取得

医療機関等の事務担当者が、医療従事者届出システムを利用するための医療機関IDを取得します。

▼

02　利用者の登録

事務担当者が、利用者の登録を行います。

▼

03　届出を行う

次のいずれかの方法で届出を行います。

・医療従事者本人がフォームで入力

・医療従事者本人が届出様式(Excel)をアップロード

・事務担当者が複数人分の届出内容を記載してアップロード

➢ 医師・歯科医師の方は、届出を行わないと原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。忘れずに届出をお願いします。なお、届出期限までに届出を行った場合は、令和10年６月末までに掲載予定です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、QRコードからアクセス→

三師届　厚生労働省　検索